

認可日 令和7年4月18日

保安上の供用制限

1. 自動車（人が乗車し又は、貨物が積載される場合にあつてはその状態）の長さ、幅、高さ、重量及び最小回転半径。

- 長さ 12メートル以下
- 幅 2.5メートル以下
- 高さ 3.8メートル以下
- 総重量 20トン以下
- 輪荷重 5トン以下
- 最小回転半径 最外側のわだちについて  
12メートル以下

2. 最高速度

〈車種別〉	〈上り〉	〈下り〉
乗用自動車 (二輪車、三輪車を含む)	30km/時	30km/時
乗合型自動車 (貨物自動車及びその他の自動車)	30km/時	30km/時
供用制限区間	自 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字寺谷 1586 番地 至 滋賀県米原市大久保 1632 番地	
区間距離	17.0 キロメートル	

3. 追い越し禁止

自動車道の使用者は事故、故障その他やむを得ない場合を除き、追い越しを禁止する。

4. キャタピラを有する自動車等の通行禁止

キャタピラを有する自動車、その他自動車道を損壊するおそれのある構造装置を有する自動車は通行を禁止する。